

令和 3 年 分
(令和 年 月 日 開催分)

収 支 報 告 書

- (ふりがな)
- 政治団体の名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 代表者の氏名
 - 会計責任者の氏名

のぎりょうすけ こうえんかい
乃木涼介後援会

大阪府吹田市西の庄野7-20奥野ビル2F

上野 和明

折本 卓広

事務担当者

氏名 宮北 邦子
(電話) 06-6337-3694

氏名 _____
(電話) _____



資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類
(選挙区)
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

「□」内には、該当するものに「☑」を記入すること

政治団体の区別

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

そ の 他 の 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1
号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第
2号に係る国会議員関係政治団体

候補者の氏名 高峰 祥宏

公職の種類 衆議院議員(候)

国会議員関係団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

団体コード	年 分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
βk0063	R 03	R 040218	R	100730

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

収 入 総 額	0	1	0	0	2,833,342	/
(前年からの繰越額)	0	2	0	0	833,342	/
(本年の収入額)	0	3	0	0	2,000,000	/
支 出 総 額	0	4	0	0	2,345,020	
翌年への繰越額	0	5	0	0	488,322	

2. 収入項目別金額の内訳

金 額	0	6	0	0	0	
員 数	0	7	0	0	0	/

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	REC No.	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0 8 0 0	0	
(うち特定寄附)	0 9 0 0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1 0 0 0	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1 1 0 0	2,000,000	/
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0 0	2,000,000	/
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	1 3 0 0	0	
イ 政党匿名寄附	1 4 0 0	0	
合計 (ア)+(イ)	1 5 0 0	2,000,000	/

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
陸山会	1,000,000	R3.08.03	東京都千代田区永田町2-2-1	小沢一郎	
陸山会	1,000,000	R3.10.25	東京都千代田区永田町2-2-1	小沢一郎	
この頁の小計	2,000,000				
その他の寄附	0				
合計	2,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表								
項	目				金	額	備	考
1 経常経費								
(1) 人件費	0	1	0	0		0		
(2) 光熱水費	0	2	0	0		0		
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0		440	/	
(4) 事務所費	0	4	0	0		41,580	/	
小計	8	0	0	0		42,020	/	
2 政治活動費								
(1) 組織活動費	0	5	0	0		141,690	/	
(2) 選挙関係費	0	6	0	0		0		
(3) 機関紙誌の発行のその他の事業費	0	7	0	0		0		
(ア 機関紙誌の発行事業費)	0	7	1	0		0		
(イ 宣伝事業費)	0	7	2	0		101,310	/	
(ウ 政治資金パーティ開催事業費)	0	7	3	0		0		
(エ その他の事業費)	0	7	4	0		0		
(4) 調査研究費	0	8	0	0		0		
(5) 寄附・交付金	0	9	0	0		60,000	/	
(6) その他の経費	1	0	0	0		2,000,000	/	
小計	8	0	1	0		2,303,000	/	
合計	9	0	0	0		2,345,020	/	

資産等の状況

(その17)

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く)又は貯金(普通貯金を除く)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※所有者の名義によらず、実態として、政治団体が有している資産等について記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類(別紙のとおり)

- 1 領収書の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 2 月 18 日

政治団体の名称

乃木涼介後援会

会計責任者の氏名

折本 寿広 

解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

印)

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 (代表者の氏名)欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

0755

政治資金監査報告書

乃木涼介後援会

代表者 上野 和明殿

令和4年2月8日

登録政治資金監査人

登録番号

第2540号



研修終了年月日

平成21年4月10日

1、監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、乃木涼介後援会の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徹し難かった支出の明細書等及び振込み明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、乃木涼介後援会の主たる事務所において行った。

2、監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徹し難かった支出の明細書等及び振込み明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徹し難かった支出の明細書等及び振込み明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徹し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3、業務制限

乃木涼介後援会と私との間には法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、乃木涼介後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上